

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	特別児童扶養手当関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北海道は、特別児童扶養手当関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北海道知事

公表日

令和5年8月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別児童扶養手当関連事務
②事務の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律及び施行令に定める程度の障がい児を有する監護者からの認定請求等に基づき障がい児の障害の程度を判定し、手当の級及び再認定の時期等を決定する。(1級、2級、非該当) 決定の翌月から手当を支給するとともに、異動状況や障害の程度の状態把握、再認定等を行う。
③システムの名称	特別児童扶養手当入力システム、中間サーバー、北海道庁宛名連携サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
特別児童扶養手当受給者情報ファイル、特別児童扶養手当受給対象障害児情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 46の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第37条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【照会】 番号法第19条第8号 別表第二 66 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第37条 【提供】 番号法第19条第8号 別表第二 12、15、16、19、26、30、56の2、57、87及び116 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条、第19条、第30条、第31条及び第44条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課
②所属長の役職名	障がい者保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター 〒060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 011-204-5038
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 011-204-5277

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月28日	評価実施機関における担当部署	障がい者保健福祉課長 湯谷 隆博	障がい者保健福祉課長 植村 豊	事後	人事異動のため
平成30年6月27日	評価実施機関における担当部署	障がい者保健福祉課長 植村 豊	障がい者保健福祉課長 東 秀明	事後	重要な変更にあたらない(所属長の変更)
平成30年6月27日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務	特別児童扶養手当等の支給に関する法律及び施行令に定める程度の障がい児を有する監護者からの認定請求等に基づき障がい児の障害の程度を判定し、手当の級及び再認定の時期等を決定する。(1級、2級、非該当)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律及び施行令に定める程度の障がい児を有する監護者からの認定請求等に基づき障がい児の障害の程度を判定し、手当の級及び再認定の時期等を決定する。(1級、2級、非該当) 決定の翌月から手当を支給するとともに、異動状況や障害の程度の状態把握、再認定等を行う。	事後	重要な変更にあたらない(追加修正)
平成30年6月27日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【照会】 番号法第19条第7号 別表第二 66 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第37条 【提供】 番号法第19条第7号 別表第二 16、26、30、56の2、57、87及び116 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条、第19条、第30条、第31条及び第44条	【照会】 番号法第19条第7号 別表第二 66 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第37条 【提供】 番号法第19条第7号 别表第二 12、15、16、19、26、30、56の2、57、87及び116 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条、第19条、第30条、第31条及び第44条	事後	重要な変更にあたらない(記載漏れの追加修正)
令和1年6月20日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	特別児童扶養手当管理システム、中間サーバー、北海道庁宛名連携サーバー	特別児童扶養手当入力システム、中間サーバー、北海道庁宛名連携サーバー	事後	重要な変更にあたらない(記載の追加修正)
令和1年6月20日	しきい値判断項目「対象人数」	平成27年6月30日時点	平成31年3月31日時点	事後	重要な変更にあたらない(誤字脱字の修正)
令和1年6月20日	しきい値判断項目「取扱者数」	平成27年6月30日時点	平成31年3月31日時点	事後	重要な変更にあたらない(誤字脱字の修正)
令和2年5月25日	関連情報「特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ」	011-204-5264	011-204-5277	事後	重要な変更にあたらない(修正)
令和2年5月25日	しきい値判断項目「対象人数」	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	重要な変更にあたらない(誤字脱字の修正)
令和2年5月25日	しきい値判断項目「取扱者数」	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	重要な変更にあたらない(誤字脱字の修正)
令和4年5月16日	しきい値判断項目「対象人数」	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	重要な変更にあたらない(誤字脱字の修正)
令和4年5月16日	しきい値判断項目「取扱者数」	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	重要な変更にあたらない(誤字脱字の修正)
令和5年5月26日	しきい値判断項目「対象人数」	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	重要な変更にあたらない(誤字脱字の修正)
令和5年5月26日	しきい値判断項目「取扱者数」	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	重要な変更にあたらない(誤字脱字の修正)
令和5年6月27日	しきい値判断項目「対象人数」	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	重要な変更にあたらない(誤字脱字の修正)
令和5年6月27日	しきい値判断項目「取扱者数」	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	重要な変更にあたらない(誤字脱字の修正)
令和5年6月27日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【照会】 番号法第19条第7号 別表第二 66 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第37条 【提供】 番号法第19条第7号 别表第二 16、26、30、56の2、57、87及び116 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条、第19条、第30条、第31条及び第44条	【照会】 番号法第19条第8号 别表第二 66 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第37条 【提供】 番号法第19条第8号 别表第二 12、15、16、19、26、30、56の2、57、87及び116 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条、第19条、第30条、第31条及び第44条	事後	重要な変更にあたらない(R3番号法改正に伴う号の修正)